

## 次のことについて、あなたはごどう思いますか？

### 家庭

- 夫が仕事をして家族を養い、妻が家事をする方が良いと思う。(はい・いいえ)
- 親の介護は妻だけに任せて、夫は関わらなくても良いと思う。(はい・いいえ)
- 家事の手伝いを、つい娘(女の子)にさせてしまう。または、息子(男の子)が家事の手伝いをしなくても気にならない。(はい・いいえ)
- 男性が洗濯物を干したり、スーパーで買い物する姿をみかけると、つい気の毒だと思ってしまう。(はい・いいえ)

### 地域

- 自治会長やPTA会長などのまとめ役は、女性より男性の方が向いていると思う。(はい・いいえ)
- 地域の集まりで、女性がお茶だしや後片付けをして、男性はする必要はないと思う。(はい・いいえ)
- 地域の防災活動は主に男性であるから、女性の意見は必要ないと思う。(はい・いいえ)
- 公民館の清掃など地域活動は、実際に参加するのは女性でも、代表は男性が良いと思う。(はい・いいえ)

### 職場

- 共働きの家庭で、女性でなく男性が育児休業をとるのはおかしいと思う。(はい・いいえ)
- 女性は結婚したら退職し、家事や育児に専念した方が良いと思う。(はい・いいえ)
- 男性が残業や休日出勤などで長時間働くことはやむを得ないと思う。(はい・いいえ)
- 女性は、管理職には向いていないと思う。(はい・いいえ)

### 学校

- 生徒会長や学級委員長は男子、副委員長や書記は女子が良いと思う。(はい・いいえ)
- 学校の体育祭は男子がリーダーを務めた方が適切だと思う。(はい・いいえ)
- 「女の子だからおしとやかにしなさい」「男の子だからしっかりしなさい」と指導するのは自然なことだと思う。(はい・いいえ)
- 部活動のマネージャーは、女子の方が向いていると思う。(はい・いいえ)

### 最後に

- 「男女共同参画社会」は女性だけが優遇される社会であると思いますか？(はい・いいえ)

### 「はい」と答えた項目が1つでもあった方へ

「男(女)はこういうものである。」という性別による決めつけで、その人らしさが見失なわれないように、性別ではなく個人の能力等によって、それぞれが果たす役割を決めるよう、身近な人と一緒に考えてみましょう。

※「大川市男女共同参画推進条例」は、平成30年4月1日施行されました。  
条例の全文は、大川市ホームページ(<http://www.city.okawa.lg.jp>)でご覧いただけます。

お問合せ先

大川市企画課 企画・女性政策係 〒831-8601 大川市大字酒見256番地1  
TEL 0944-85-5553(直通) FAX 0944-88-1776 E-mail: okwjosei\_k@city.okawa.lg.jp

# 大川市男女共同参画 推進条例を知ろう!!

## なぜ「男女共同参画推進条例」が必要なの？

大川市では、男女共同参画社会を「性別にかかわらず一人ひとりの存在が尊重され、あらゆる分野においていきいきと活躍できる社会」と捉え、その実現を目指して取り組んでいます。

男女共同参画の推進に関する基本理念を明らかにし、市民一人ひとりが個人として尊重され、多様な生き方を選択でき、能力を十分に発揮できる豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向けて、大川市全体で協力して推進していくため、「大川市男女共同参画推進条例」を制定しました。

## 「6つの基本理念」で推進します!

### 基本理念(第3条)

- ① 男女の個人としての人権が尊重されること。
- ② 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず男女が活動の自由な選択ができるよう、社会の制度や慣行について配慮されること。
- ③ 男女が社会の対等な構成員として、方針の立案・決定へ参画できること。
- ④ 家族の一員として協力して家事、子育て、介護等の家庭生活における活動と地域、学校、職場等の社会における活動を両立できること。
- ⑤ あらゆる教育分野で、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進すること。
- ⑥ 国際社会との協調のもとに男女共同参画を推進すること。



大川市

# みんなで取り組もう!

## 第4～9条

基本理念を理解して、それぞれの責務を果たして男女が尊重し合い共に活躍できる社会をつくりましょう。

### 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策への協力

#### 市民の責務

- 家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野に積極的に参加しましょう。
- 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力しましょう。

#### 事業者等の責務

- 事業活動において、男女共同参画を積極的に推進しましょう。
- 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力しましょう。
- 男女が共に、仕事と他の生活を両立できるような環境整備をし、男女共同参画の情報提供を行いましょう。

#### 地域組織の責務

- 組織の運営や地域活動において、男女共同参画を積極的に推進しましょう。
- 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力しましょう。



#### 教育に携わる者の責務

- 男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画を推進するための教育の充実を図りましょう。

#### 市の責務

- 男女共同参画推進のため、
- 施策を総合的・計画的に実施します。
  - 施策を策定し、実施する際は、男女共同参画の推進に配慮します。
  - 議会、市民、事業者等、地域組織、教育に携わる者と協働し、国、県等と連携します。
  - 全庁的な連携体制を整備し、必要な財政上の措置を講じます。

#### 議会の責務

- 男女共同参画を推進しましょう。

## してはいけないこと! (第10条)

- 性別による差別的取扱い。
- 男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害。

### 市では次の支援を行います。

#### 家庭生活と他の活動との両立支援(第16条)

家事、育児や介護等の家庭生活と地域、学校、職場等の活動との両立に必要な支援を行います。

#### 暴力等の防止・被害者への支援(第19条)

ドメスティック・バイオレンス、ハラスメントの防止及び被害者等への支援を行います。

#### 事業者等・地域組織への支援(第17条)

事業者等及び地域組織へ男女共同参画の推進に関する活動の支援を行います。

#### 防災・復興分野における施策(第20条)

男女共同参画の視点を踏まえた防災、被災者支援及び必要な施策を行います。

### 市は相談や苦情を受付けます!

#### 相談(第21条)

性別による差別的取扱いや男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に対する相談を受付け、関係機関と連携しながら必要な支援を行います。

#### 苦情処理(第22条)

市が実施する施策で、男女共同参画の推進に関するものや男女共同参画の推進に影響を及ぼすと思われるものについての苦情を受付け、必要な場合は、大川市男女共同参画審議会の意見を聴くなどして、適切な処理を行います。

### 大川市男女共同参画審議会を設置します!(第23条)

- 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議します。
- 市の男女共同参画推進施策等の苦情処理について調査審議します。
- 男女共同参画計画の策定、変更、進捗状況について意見を述べます。